

「夜の会議」と法の支配

— プラトン『法律』における国制の守護者たち —¹

丸橋 裕

I 問題の所在

1.1 「夜の会議」に関する研究の動向

「夜の会議」(ὁ νυκτερινὸς σύλλογος)はいわばプラトンの『法律』という画竜に点ぜられる睛である。『法律』第Ⅶ巻において、死者の埋葬に関する規定を語り終えたアテナイからの客人は、「われわれの法律制定の仕事は、これでほとんど完成の域に達したと言ってよいだろう」と述べる(960b4-5)。マグネシアのあるべき国制の本文の記述は、第Ⅴ巻(734e以下)における国制の経済的・社会的前提条件、官職の選任と任務の規定に始まり、第Ⅵ巻から第Ⅶ巻に及ぶきわめて詳細な法律の制定によってようやく終止符が打たれようとするのだ。しかし一般に、いったん生み出されたものために完全で永続的な保全策(σωτηρία)が見出されないかぎり、その全体は未完成と見なされねばならない、と客人は言う(960b5-c1)。いったん紡がれた立法の糸を逆戻りさせない「法律の保全策」(σωτηρίαν τῶν νόμων, 960d3sq.)が整えられなければ、この画竜は点睛を欠くことになる。そこでまさに「国制と法律の保全策」(σωτηρία ... πολιτεία τε καὶ τοῖς νόμοις, 960e9sq.)としてここ『法律』最終巻末尾に導入されるのが「夜の会議」なのである²。

しかしそれは、このきわめて扱いにくい対話篇を解釈しようとする人びとにとって、最大の躓きの石ともなってきた。アテナイからの客人は、「夜の会議」設立に至るプロセスについて語り終えた後、こう付け加える。

「ところで、この神的な会議(ὁ θεῖος σύλλογος)が実際に成立したなら、親愛なる同志諸君、国家はその手に委ねられねばならない(παραδοτέον τούτῳ τὴν πόλιν)。」(969b2-3)

¹ 本稿の原型は、2004年度、京都大学文学部に提出された私の博士論文「プラトンの政治哲学 — 対話篇『法律』における哲学の課題」の一部である。

² 因みに、こうした法律の保全策の必要は、すでに『法律』第Ⅰ巻において「いっさいの法律のための守護者」(632c4sq.)という表現で示唆されている。Cf. Tarán (1975), 22 n. 83 et Brisson (2001), 161.

多くの注釈家たちは、これを『法律』に不適切な屋上屋を架するものとみなしてきた。なぜなら、もしも最後の最後になって、哲学的な教育を受けた「守護者たち」(φύλακες, 969c2) に国家の支配権が委ねられるのだとすれば、そのことは、プラトンがこれまで『法律』全巻にわたって支持してきた「法の支配」の原則を放棄し、『国家』で自らが推奨していたような「哲学者の専制支配」にふたたび回帰していることを意味すると彼らには思われたからである³。

しかし、このような「回帰」説に対してはすでにG・モロウが、「夜の会議」は『法律』の残りの部分と完全に調和しており、その果たすべき役割は「非公式」なもので、それがもつ正規の政治的権力は限定されたものでしかないという説得的な反論を提示し、確固たる支持を得てきた⁴。ところがその後、G・クロスコがいくつかのテキスト上の根拠をあげ、(1)「夜の会議」は『法律』の全体計画と矛盾する存在であって、(2)哲人統治者の改訂版として機能することを意図されている、という再反論を提示したのだった⁵。そしてこれに対しては、V・ルイスが再々反論を展開し、「法の支配」か「哲学者の支配」かという単純な二者択一を「哲学者の支配」から「哲学をもってする支配」へという図式で捉え直すことによって、国家が「神的な会議」に委ねられるということは、実質的には法に従って任命された執政官たちに国家が委ねられることを意味するのであって、それはけっして「法の支配」を拒否することにはならないと結論づけたのである⁶。

1.2 「法の支配」とは何か

さてしかし、「夜の会議」は、いかなる資格において、いかにして国制と法律を保全するのだろうか。そしてその場合、「法の支配」はいかなる仕方で実現されるのだろうか。そもそも「法の支配」とは何を意味しているのだろうか。

一般に、法はいかなるものをも支配しない。法は、人間によって解釈され、適用され、守護され、保全されねばならない。いわゆる「合法的支配」が「カリスマ的支配」よりも自由裁量を制限する度合いが大きいことは確かである。しかし、法律制度の適用という活動そのものは、ただ闇雲に法律条文に従うことだけを意味しない。それはほんらい一定の政治理念への確固たるコミットメントに立脚した知性のはたらきによ

³ Cf. Zeller (1888), 539sq.; Barker (1918), 406sq.; Sabine (1950), 85; Müller (1951), 169sq.; Brunt (1993), 250sq. そのような解釈の淵源はアリストテレス『政治学』(II 6, 1265a3-4)にある。ただし「哲学者の専制支配」から「法の支配」へというプラトン中・後期の政治哲学に対する発展的な解釈を、すでに私は拙稿(2005)において斥けている。

⁴ Morrow (1960), 500-515. Cf. Kahn (1961), 421; Saunders (1970), 516; Guthrie (1978), 369, n.3; Stalley (1983), 112; Bobonich (2002), 393sq.

⁵ Klosko (1988).

⁶ Lewis (1998). クロスコは最近になってふたたび、ルイスの批判にはまったく応えることなく、マグネシアにおける「法の不変性」を強調するという観点に基づいて彼の(1)の論点を打ち出したが(Klosko (2008))、この論点もX・マルケスによって正当に反駁されている(Marquez (2011))。

って生み出される創造的な活動でなければならないだろう。問われるのはその政治理念の本質とその活動の正当性である。

『法律』の対話主導者であるアテナイからの客人は、諸国家に見られる支配・被支配に関する7つの条件資格を枚挙し、それらのうちで最大の条件・資格は、「知識のない者が従い、知慮ある者が導き支配することを命ずるもの」だと断じている(III. 689e-690b)。「知性の支配」は、プラトンの政治哲学の最も基本的な始原なのである。しかし客人はさらに、「強者の支配」の自然性を謳うピンダロスに対抗して、この「知性の支配」こそが自然にかなっていることを主張しようとするとき、この「知性の支配」のことを、「自らすすんで従おうとする人びとに対して、強制によることなく、自然本来の仕方ではなされる法の支配」(τὴν τοῦ νόμου ἐκόντων ἀρχὴν ἀλλ' οὐ βίαιον πεφυκυῖαν, 強調筆者)とパラフレイズしている(690bc)。真の政治的安定は、強制的支配からではなく、市民たちの内的な確信からこそ生まれる。すなわち、彼にとって「法の支配」は、真に正義と善を志向する知性の支配として正当化の根拠を普遍化するだけでなく、法服従主体に対してその服従が自発的であるための条件を保障する責めを負っているのである。ところで、われわれが問題にしようとしている「夜の会議」は、まさに「国制と法律の保全策」として導入されている。とすれば、それが単純に哲学者による「カリスマ的支配」への回帰を象徴する存在であるはずはないだろう。

本稿の目的は、「夜の会議」が、哲人王不在の「第二の国制」のもとで⁷、「法の支配」に正義と善を志向する知性の支配としての自然本来性を回復させると同時に、正義の論争化が避けられない民主社会において、法服従主体の自発性を保障しうるような仕方でもこれを実現するための、決定的な保全策となっていることを明らかにすることにある。そのようにして、この会議がプラトンの政治哲学にとってもつ意味を確認することは、現代のいわゆる自由・民主主義国家にとって目ざされるべき共同社会の理念と、それを根底から支えるべき哲学の課題を提示することにもなるだろう。

そこで、まず『法律』における「夜の会議」の基本的なあり方を、その導入状況と構成メンバーに注目しながら明らかにし、次に「夜の会議」に課せられた正規の職務を確認した上で、その本質的な役割が何であるかを考察する。そして最後に、「夜の会議」の政治哲学上の意義を「法の支配」との関連において明らかにすることにしよう。

II 「夜の会議」の導入状況と構成メンバー

2.1 その導入状況

⁷ 『法律』の国制が哲人王不在の「第二の国制」であること、そして『国家』と『法律』との位相関係については、拙稿(2005)を参照されたい。

アテナイからの客人が「夜の会議」を初めて明示的に導入するのは『法律』第X巻(909a3-4)においてである。そこでは、不敬罪に関する刑法の制定に関連して、無神論者たちが「生まれつき正しい性格」を持っている人びとのグループ(無神論者タイプ(a))と、「快樂や苦痛へのアクラシア」に陥っている人びとのグループ(同タイプ(b))とに分割された⁸。このうちタイプ(a)が「矯正院」(σωφρονιστήριον)へ送られ、タイプ(b)が「懲罰院」(τιμωρία)へ送られる。後者は偽善的な人びとで矯正不可能とされるのに対して、前者は、誠実な人びとであるが故に、その知慮の回復が試みられる。そして、彼らを説諭してその魂を救済するために、5年間にわたって「矯正院」を訪ねるものとされるのが、「夜に集まる人たち」、すなわち「夜の会議」のメンバーたちなのである。

ただし、この会議の設立については、すでに『法律』第I巻からくりかえし暗示され、最終巻に至ってようやくその全貌が明らかにされるといえる見方も可能である。なぜなら、第I巻(632c)において立法者が徳の全体に着目してすべての法律を制定した後に設置することが予告されている「これらすべての法律のための守護者」(ἅπασιν τούτοις φύλακας)は、すでに「夜の会議」のことを暗示しているとも見られるからである⁹。その設置目的は「知性がすべての制度を統轄することによって、それらが節制と正義に従うように、けっして富や名誉心のもとに屈しないように」するところにあるとされている。また、第VI巻において、国家の体制と秩序をつねにより善くしていくために、無数に残されている修正点を委ねられる「誰か後に続く者」(τινα συννεπόμενον, 769d6)や、第VII巻において、神的な必然性をもった数学的諸学科を詳細にわたって学ぶべきだとされる「少数の人たち」(τινας ὀλίγους, 818a2)も、これを暗示していると見られるだろう。

しかし、この解釈の正当性を吟味するためには、まず「夜の会議」の構成メンバーが最終的にどのような人たちとされるのかを確認する必要がある。

2.2 その構成メンバー

『法律』最終巻において、アテナイからの客人は、「夜の会議」の構成メンバーについて二つの異なった説明を与えている(951de, 961a-c)。この二つのパッセージを総観してみれば、その構成メンバーは次の四つのグループに集約することができる。

a) 護法官たち(50歳～70歳)の中でそのときどきの最年長者10名：

護法官(νομοφύλακες)は、戦争に参加したすべての市民たちの3度にわたる厳格な記名投票を経て任命される¹⁰。その定数は37名で、任期は20年までである。彼ら

⁸ 若き無神論者たちの分割とかれらへの対処については、拙稿(1996)を参照されたい。

⁹ たとえば、Susemihl(1862-1863, A.15)、Friedländer(1964-1975, 367, 504 A.17)、Tarán(1975, 22 n.83)、Brisson(2001, 161)らは、そう考えている。ただし、Ritter(1896, 350A)は、護法官を指すと考えている。

¹⁰ VI. 752e-755b. L・ブリッソンによれば、プラトンは、アテナイのアルコーン(執政官)

は建国当初の立法者によって試みられた立法活動を完成し、与えられた法律を必要なら修正することを求められている (VI. 769d-770b)。そして「可能なかぎり立法者でもある護法官」(770a8sq.)、「法律の救済者」(σωτήρες νόμων, 770b4)として、すべての市民たちの本性が人間たるにふさわしい魂の徳を具えて善き人になる、という目的にかなわぬ法律は非難する一方、これにかなう法律は称讃し、受容し、自らそれに従って生きることを求められる (770e-771a)。彼らは明らかに、十分な熟議を経たうえで法律を変更したり、新たに制定したりする使命がゆだねられている。そして、彼らのうち最年長の10名が、「夜の会議」に参加するのである。その参加が「夜の会議」の存在意義と最も密接に関わるであろうことは、当然予想されることである。ただし、彼らが参加することによって、「夜の会議」そのものに立法機能が付与されるわけではないことには十分注意しておこう。

b) 教育監 (50歳以上) とその前任者たち :

教育監 (ὁ τῆς παιδείας ἐπιμελητής, 765d4sq.) は、政務審議会とその執行部とをのぞくすべての役人によって護法官たちの中から選ばれる¹¹。定数は1名で、任期は5年である。教育全般を司り、①子供たちの養育にとくに配慮し、子供たちとその教育に携わる人びとを監督する (VII. 808e-809a)。②市民教育の重要な部分をなす詩人たちの作品を監督し (801d, 812e, VIII. 829c-e)、教えるにふさわしい言論について教師たちに勧告したり (VII. 811de)、祝祭にさいして催される合唱舞踏の競演に関する規則を定めたりする (VIII. 835a, XI. 936a)。③国外からやってくる視察員を自宅に迎え入れていっしょに時を過ごし、教えたり学んだりする (XII. 953d)。

c) 監査官 (50歳～75歳) :

役人たちの執務監査を行う監査官 (εὐθυνοί) は、建国初年度は12名が任命を受けるが、その後はすべての市民たちによる厳しい選抜を通して毎年3名ずつが補充される (945b-946c)。彼らはアポロンとヘリオスに仕える神官であり、「最高の榮譽を授けられた神官」(951d7-8; cf. 946e6, 947a5-6)とも呼ばれる。「役人の中の役人」として彼ら自身がその職務に関してより厳しい自己拘束性を要請される (947e-948b)。彼らは徳において市民たちのエリートを代表する存在であり、ことに神官長 (ἀρχιερώων) はその名を公簿に記録され、国家が存続するかぎり、年を数える基準となる (947ab)。

d) 若い人たち (30歳～40歳) :

また、年長の各メンバーは、素質と教養の点で適格であると判断した若者を一人づ

たちの権限を範としてひとつの翻案を生み出したのであって、それはある道徳的な見地によって行動指針を与えられ、彼の政治哲学の要求に応じたものである (Brisson (2001), 165)。

¹¹ 会議の構成メンバーに関する第二の пассаージュで教育監に対する直接の言及がないのは、教育監が護法官の中から選ばれる以上、当然、最年長の護法官10名の中に含まれるからかもしれない。

つ推挙する。その若い人たちが実際に会議に参加するには、他のメンバーたちの承認を得なければならない(961ab)。非公開の、しかも卓越性にもとづく選抜方法は、マグネシアの他のほとんどすべての役職への選任が、全市民のさまざまに組み合わされた選挙と抽籤によるのとは対照的である。しかし、その選抜の正当性は、若者たち自身の自然本性によってやがて明らかになる。彼らは、年長のメンバーが許可する学問を真剣に学び、その適格性を厳しく評価される。不適格者を伴った年長の会員は、会議のすべてのメンバーによって非難されるが、高い評価を受けた若いメンバーは、他の国民全体から特別の庇護があたえられる。そして彼らが期待通りの人物になれば、栄誉をあたえられるが、もし一般大衆よりも悪い者になったばあいは、他の人びとよりも不名誉な扱いを受けるのである(952ab)。

このように「夜の会議」の構成メンバーは、世代的に見れば、30歳から40歳までの若い世代と、50歳以上の年長の世代とに二分される。40歳から50歳までの壮年世代に参加資格がないのは、おそらく彼らが「昼の世界」で実務経験をつまねばならない世代に属するからであろう¹²。また注目すべきは、ディオニュソスのコロスとの関係である¹³。30歳以上60歳未満の市民からなるディオニュソスのコロスの年齢構成は、「夜の会議」のそれに — 40歳から50歳までの世代を除外すれば — 包摂されている。したがって、「夜の会議」の60歳未満のメンバーは、原則的にすべてディオニュソスのコロスのメンバーでなければならないだろう。このコロスは市民レベルでの哲学的探究の場と見ることができる。「夜の会議」が組織全体としてこのコロスに公式の影響力を持つわけではないが、自らは冷静な素面の状態で素面でない者たちの指揮者となる人たち、酒宴に関する法律を守護し、これに協力する60歳を超えた人たち(671de)に、「夜の会議」の最年長のメンバーが含まれていないはずはないだろう。

ところで、「夜の会議」のメンバーたちは、若い人たちのグループと退任した教育監を別にすれば、そのすべてが会議のメンバーである以前に、市民社会における一定の役割を担っている。それは一般に、国制と法律を守護すると同時に、それらを実際に適用する役人たちを監視し、管理する役割である。国内事情や国際関係をも考慮に入れながらその役割を実行するために彼らが「夜の会議」に参加することは、重要な意味を持つだろう。その意味において、「夜の会議」は、たしかに政治的現実の中に深く根を下ろしている。しかし、その本質的な役割が、通常の意味において政治的であるかどうかは別問題である。後に見るように、会議の構成メンバーたちにとって何よりも大切なことは、立法の目的である「全体的な徳」とは何であり、それがいかに

¹² 『国家』のカリポリスにおいては、ディアレクティケーの修練を経た将来の守護者たちが、35歳から50歳までの15年間、「洞窟」のなかで実務経験を積まなければならないのだった(『国家』539e-540a)。

¹³ 「夜の会議」とディオニュソスのコロスとの「隠された」関係については、Larivée (2003) 参照。なお、ディオニュソスのコロスの市民教育としての役割については拙稿(1997)において詳細に論じられた。

して実現されうるかを語り合うことだからである。われわれは次に、このような構成メンバーを有する「夜の会議」の固有の職務と本質的な役割について、詳しく考察することにしよう。

III 「夜の会議」の固有の職務と本質的役割

3.1 若き無神論者との対話 (X. 908a-909a)

「夜の会議」に固有の第一の職務は、神学の教育・研究に関連している。すでに見たように、彼らは矯正院に収容されている刑法犯の無神論者(タイプ(a))を5年よりも少なくない期間にわたって訪ね、彼らを説諭し、その魂の救済をはかる(908e-909a5)。若き無神論者たちは、最高の徳と学識をそなえた国家最高の指導者たちを含む「夜の会議」のメンバーたちとの対話を通じて感化を受け、文字通り健全な思慮をもつ

(σωφρονεῖν, 909a6)に至ることが求められる。少なくともタイプ(a)の無神論者たちは、快楽や苦痛へのアクラシアーに陥っている無神論者(タイプ(b))とは違って、気質や性格に悪いところはない。ただ彼らは、無知(ἄνοια)のゆえに、不敬神の言動に及んでしまう若者たちである。

神々の存在は人為によるのであって、自然ではなく一種の法律習慣によるというのが彼らの主張である(889e)。いわゆる「ノモス対ピュシス」という対立の図式にもとづいて、「正しいことは人為や法律習慣によって生じるのであって、何らかの自然によって生じるのではない」とみなし、「法律に従って他者に隷属するのではなく、他者を支配して生きること」こそが最高の正義だとする「知者」たちの教説がその背景にはある(890a)。しかし、全体的な徳の実現を可能なかぎり目指そうとするマグネシアの国制にとって、神々の存在とその働きについての無知は、国家形成の根幹を揺るがしかねない重大な魂の欠陥である。なぜなら、魂の物体に対する優先性と、神的な知性による万有の秩序づけとは、後にみるように、宇宙万有と国家社会と人間個人との誕生と発展と現状を説明する究極の原理であり、かかる神学的知識は、「夜の会議」のメンバーたちにとって、法の支配とそれに基づく権力行使の普遍主義的な正当化の可能性を保障する最終的な根拠とみなされうるからである。

たしかに、マグネシアの大多数の市民にとっては、そのような事柄に関しては、「たんに法律の条文に従っているだけであっても、大目にみられる」(cf. XII. 966c)。しかしそれは、理性的論議に参加する能力をもたない存在が「知性の支配」としての法の支配の保護対象から除外されることを意味するのではない。マグネシアの法は、かかる能力を十分にもたない人びとに対しても、法の前文の公示をはじめとするさま

さまざまな説得的対話の場を用意することによって、可能なかぎりすべての市民たちに、法の支配の正当化根拠について主体的に合意することを促している¹⁴。

ましてや、このような事柄に関してあえて法に反する言動に及ぶ人たちに対しては、国制と法律の守護の役割を果たすべき人たちが真剣に対応しなければならないことは言うまでもない。「夜の会議」のメンバーたちは、無知ゆえに反社会的言動をくり返す者に対して、根気よく問題の事柄について対話を積み重ねることによって、健全な思慮をもつように説得しなくてはならない。若き無神論者たちは、おそらく、「夜の会議」のメンバーたちとの対話を通じて、自分たちの素朴な疑念が社会に広く受け入れられたときの破壊的な作用の可能性を認識し、「健全な思慮を有する人びとと共に暮らす」（909a6-7）ために、不用意な発言や行動を自己抑制するように促されるだろう。

しかしながら、むしろわれわれは、この若き無神論者との対話が「夜の会議」のメンバーたち自身にとってもつ意味にこそ注意すべきである。彼らは告解師でも、精神科医でも、検察官でもない。年長のメンバーの多くは、会議の場を離れば、国家の最高の指導者として政治的権力を行使する執政官たちである。ルイスが指摘しているように、若き無神論者との対話によって、彼ら自身が問題の事柄について理解を深め、場合によっては考えを改めるように促されることがあり得るかもしれない¹⁵。とすれば、この対話のプロセス全体によって意図されていることは、やはり哲学的探究の営みはその国制にとって善きものとして担保されることにほかならない。なぜなら、国制の究極の基盤について誠実な疑念を抱く若者たちとの対話は、「夜の会議」によって実践される哲学的探究にとって、計り知れない利益をもたらすだろうからである。

さらに、「法の支配」の観点からみて、このような対話活動は次のような利益をもたらすことにもなるだろう。すなわちこの場合、「法の支配」は、けっして権力の単なる自己合理化装置として機能してはいない。むしろそれは、権力をいわば批判的審問の法廷に引き出す理念として機能している。これによって、権力行使の正当性をめぐる対話の参加者は、自己の主張を、自己の視点に真っ向から対立する他者の視点からも受容しうるような公共的な理由に基づかせることが可能になるのである¹⁶。最高権力の行使者たち自身が、毎日夜明け前に、各自の本来の職務を離れた非公式の立場で、しかしあくまでも法に従って、刑法犯である若き無神論者を相手に、5年以上もの長期にわたって対話をもちつづけることの意味は、きわめて大きいと言わねばならないだろう。

¹⁴ 『法律』における説得的対話の具体的な展開とその意義については、拙稿（1999）を参照されたい。

¹⁵ Cf. Lewis (1998), 5.

¹⁶ Cf. 井上 (2003), 66.

3.2 国外視察員との対話 (XII. 951de)

「夜の会議」は、『法律』最終巻において、国外視察員が帰国後まず出頭しなければならない報告の場として導入されている。とくに戦争において高い名声を上げた51歳から60歳までの市民は、国家の法律をより善くする調査のために、自分が望むだけの期間、外国の慣習や制度を視察しに外国へ行くことを護法官によって許可される。そして帰国するとただちに「夜の会議」に出頭して、法律や教育、養育に関して学んだことを報告しなければならない(951cd)。会議はここでは「法律を監視する人びとの会議」と呼ばれている。そして会議の構成メンバーたちが集まって語り合うテーマは、つねに自国の法律に関する事、またそれに関連する重要な問題で、国外で何か耳にしたこと、さらにまた、法律の考察において事柄がよりいっそう明瞭になるという利益をもたらすと思われる学問についてである(951e-952a)。

ここで規定されている「夜の会議」の直接的な職務とは、帰国した国外視察員から法律の制定や教育・養育の問題に関する報告を聞いて、異国の法律習慣に触れた彼らの徳の現状を評価することである。しかし、会議の本質的な役割は、むしろそういった職務を通じて、諸外国において現在行われている実定法について語り合い、さらに法というものの本質について哲学的に考察することであろう。そもそも国外視察員の派遣目的は、十分に開化された完全な国家の建設に寄与することにあつた(951a-c)。彼らは直接経験した善悪さまざまな異国の法律習慣について報告することによって、「夜の会議」が法律の存在理由を確固たる見識にもとづいて把握するための外的な視点を提供するのである。その意味において、外国から派遣されてきた視察員が、「夜の会議」の重要な構成メンバーである教育監、監査官と個人的に交際することを許されている(953de)のも重要なことであろう。

したがって、若き無神論者との対話も、国外視察員との対話も、その本質的な目的は、「夜の会議」自身の哲学的考察の深化にあるといつてよいだろう。その点が明瞭に主題化されるのは、すでに見たように、他のすべての法律が制定された直後のことである。

3.3 「より厳密な教育」(XII. 961a-968b)

アテナイからの客人は、「国制と法律の保全策」としてその設立の必要性を強調する「夜の会議」の役割を説明するために、いくつかのメタファーをくり出す。まずそれは、国家という船全体の安全を保つために投じられる「碇」(ἄγκυραν πάσης τῆς πόλεως, 961c5)である。またそれは、国家という動物の身体にとっての魂であり頭である。そして魂に宿る知性(=年長のメンバー)と頭に宿る視覚と聴覚(=若者たちのメンバー)とが一体になって働くときに、その動物の安全は保たれる。この比喩がふたたび船の場合に適用されて、舵を取る船長と水夫たちが、舵取りの技術に関わ

る船長の知性に水夫たちの見たり聞いたりする感覚を結びつけたときに、自分たちをも船全体をも安全に保つことになるというのである（961de）。

「夜の会議」は、このような仕方で国家全体の安全を保つ役割を果たす。そしてそれは、軍隊の遠征にさいしての将軍や、患者との関係における医者が、自分たちの実践的活動の目標 — すなわち「勝利」や「健康」 — の何であるかを知っているのと同じように、「夜の会議」が国家の目標の何であるかを知っているからである

（961e-962b）。いかなる国家であろうとも、そのなかに、国家の目標とその目標を実現するための手段とについて、そしてその探究にさいして立派な勸告をなし得る法律や人間について、「認識をもったある一つの部分」（τι τὸ γινῶσκον, 962b5）が存在しなければならない。もしもそのような知性と感覚を備えていなければ、その国家は、国家全体の安全を保つことができないであろう（962b4-9）。「夜の会議」は、国家の「ひとつの部分、あるいはひとつの営み」（μερῶν ἢ ἐπιτηδεύματων, 962c5-6）として、何らかの「守護の役割を果たすべきもの」（φυλακτήριον, 962c7）と呼ばれはするが、その役割の実質は、けっして『国家』における「全き意味での守護者」（φύλακας παντελείς, 414b2）のように国家を直接支配することにあるのではない。それはむしろ、「第二の国制」における統治を根底から支える国制と法律を守護し、国家全体を保全するために、哲学的探究を行うことにある。

では、その哲学的探究の内実はいかなるものなのか。数多くの目標を目ざしてあれこれと彷徨わねばならない他の諸国家とは違って、マグネシアが目ざす国家の目標は、クレイニアスが確認しているように、「徳」（ἀρετήν, 963a3）というただ一つの目標である。そのことは『法律』の要所要所でくり返し強調されてきたとおりである¹⁷。しかし、その目標を達成することは容易なことではない。人間的な徳の本性それ自体を探究し、さまざまな徳の種類、とくに知慮、勇気、正義、節制のすべてがいかにして徳そのものの本性に与るかを探究しなければならないからである（963a-964a）。この探究が、「他の市民たちの守護者たち」¹⁸にとって必要不可欠な営みであることは言うまでもない（964bc）。そして、こうした哲学的探究の場が、個別の官職の遂行される場と直接的に同じでないことは当然であろう。しかし「夜の会議」は、民主政治が多数の専制や利益集団政治、あるいは最悪のばあい僭主専制に陥る危険に対して、「知性」をただ先在的・超越的規範として実体化する場ではない。それはむしろ、「知性」と「感覚」との共同作業による対話と熟議をつうじて、そのような危険を可能なかぎり回避するための保全策を探究する場なのである。

¹⁷ Cf. 630c, 631b-d, 688ab, 693b-e, 705d, 807cd, 836d.

¹⁸ この文脈でくり返し用いられる「守護者」という表現（969b9, c7, d4, e2）は、ここで「それらの事柄についての解説者であり、教師であり、立法者である人たち」と説明されているように、護法官、監査官、教育監など、「夜の会議」のメンバーたり得る人たちを指す。

さて、「夜の会議」がこの探究の営みをよりよく果たすために必要とされるのが、「何かより厳密な教育」(τινα ἀκριβεστέραν παιδείαν, 965b1)である。一般に、「少なくとも個別の領域において最高の専門家にして守護者でもあるひと」は、「たんに雑多なものへ目を向けることができるだけでなく、一なるものへ急迫してこれを認識し、そのうえで、その一なるものとの関係においてすべてのものを綜観しながら秩序づけることができるひと」(965b8-10)でもなければならぬ。「一なる形相」(μίαν ιδέαν, c2)の認識にもとづくこの探究の方法(μέθοδος, c6)以上に、観察や考察を「より厳密に(ἀκριβεστέρα, c1)」する方法はないのであって、これがディアレクティケーに相当するものであることは明らかである¹⁹。そしてこの方法は、「われわれの神的な国制の守護者たち」(τούς τῆς θείας πολιτείας ἡμῖν φύλακας, c9sq.)にとっては、何よりもまず全体的な徳の一性を理解するために活用されねばならない(956c-966a)²⁰。また同様の認識は、「美」と「善」についても、さらには、「真の意味で法律の守護者となるべき人たち」(τούς ὄντως φύλακας ἐσομένους τῶν νόμων, b5)が真剣になるべきすべての事柄についても適用される(966ab)。そして、そうした事柄のうち最も立派なものの一つが神々についての理論であり、「守護の仕事に与るべき人たち」(τοῖς δὲ φυλακῆς μεθέξουσιν, c6)は、神々についてなされているすべての証明を把握することに努力しなければならないのである(966cd)²¹。

この神学的認識の重要性は、すでに見た「夜の会議」の第一の職務と密接な関わりをもっている。とりわけ物体に対する魂の優先性と、知性による宇宙万有の秩序づけとの二点は、人びとを確固とした敬神へと導く必要条件である(966d-967d)。しかし、この二点を把握するためには、それに先立って必要となる予備的な諸学問を学び²²、さらにこれらの学問と音楽(ムウサ)との関連をも総合的に考察して、その成果を性格形成のための制度や法律にうまく適合するように用いるだけではなく、これに可能なかぎり理論的な説明をも加えることができなくてはならない(967d-968a)。そのとき若き無神論者たちとの対話は、彼ら自身の対話活動を活性化する役割を負うだろう。注目すべきことは、以上のような知識を身につけることができないでいる者は、けっ

¹⁹ Cf. 『国家』VII. 537c, 『パイドロス』265d, 『ソピステス』253de.

²⁰ ここで「第二の国制」にすぎないマグネシアの国制が「神的」と言われているのは、徳の全体に着目して行われる立法が、たとえ「第二の国制」のための立法であっても、「神的な立法」(I. 630e1)であることに変わりはないからであろう(*pace* Guthrie (1978), 371 n. 5)。

²¹ ここで未来分詞がくり返し用いられていることは、若いメンバーたちのことが念頭におかれているからだけでなく、「夜の会議」そのものがつねに新たな現実に対処すべき本質的役割を担うものだからであろう。

²² この予備的な諸学問とは、第VII巻において「少数の人たち」が詳細にわたって究めるべきとされた数学的諸学科を指すものとみられる。そこにおいても「これらのことをあらかじめ計画を立てた上で立法化することは困難である」とされていたことに注意しよう(817e-818e)。『国家』の哲人王教育においても、「本曲」であるディアレクティケーを補助し準備する「前奏曲」として数学的諸学科が配置されていたことは言うまでもない。

して「国家全体の執政官」(ἀρχων ... ὅλης πόλεως)として十分な資格を得ることはできないとされていることである(968a1-4)。これによって「夜の会議」は、そのメンバーが「昼の世界」において適正な支配権力を発揮するための教育の場でもあることが示唆されている。

かくして、「夜の会議」の設立は、『国家』第VI巻において明言されていた要求 — すなわち、「国の中には国制に関して、立法者である君が法の制定にあたってもっていたのと同じ理論的根拠(ロゴス)をしっかりともっているような、何らかの要素がつねに存在しなければならないだろう」(497c8-d2) — に対応するものである。「夜の会議」は、まさにそのような要素たるべき哲学的探究の場なのである。もちろんその関心は、『国家』の哲人統治者たちのそれよりもずっと直接的に政治と法に向けられてはいるだろう。しかし、法の研究は広範な知識を要求する。じじつ「夜の会議」に要求される「より厳密な教育」は、『国家』第VII巻に与えられる哲人王教育のプログラムに対応するものとさえ見られるのである²³。

このようにして、アテナイからの客人は、クレイニ阿斯とメギロスに対して、自分たちがこれまでに述べてきたすべての法律に、次のような趣旨の法律をつけ加えることについて同意を求める。すなわち、

「執政官たちが集まる夜の会議は、われわれが述べてきたかぎりの教育に与るものとなることによって、法にもとづいて、[国制と法律を]保全するための守護となるものとする(ὡς φυλακὴν ἐσόμενον κατὰ νόμον χάριν σωτηρίας τὸν τῶν ἀρχόντων νυκτερινὸν σύλλογον, παιδείας ὀπίσσης διεληλύθαμεν κοινωὸν γενόμενον)。」
(968a6-b1)

ここで「守護」(φυλακή)という言葉が用いられていることは、確かに目を引く事実である²⁴。「夜の会議」のメンバーは「守護者」(φύλακες)と呼ばれさえする²⁵。しかし、すでに960e9sq.において予告され、この法案にも示唆されているように、彼らはいくまでも国制と法律を保全するための守護者なのであって、『国家』における「真の意味での守護者」のような存在ではない。ところが、クロスコは、この名にふさわしい機能を「夜の会議」にもたせる方向へ、少なくともこのパッセージを書いたときのプラトンが回帰したと見る²⁶。そして彼はモロウの「非公式」説に深刻なダメージを与えるためと称して、直後の重要なパッセージ(968c3-7)を自説の論拠にあげたの

²³ すでに『エピノミス』の著者は、基本的にはそこに対応関係を見ている(cf. 990c-991c)。ただし、彼は『法律』末尾の課題を誤解しているように思われる(cf. Tarán (1975), 23)。

²⁴ この文脈において他にも、964d7、966c6、968d1。

²⁵ 964b9, c7, d4, e2, 965b8, c10, 966a7, b5, 969c2。

²⁶ Klosko (1988), 81. 前註3参照。

である。次節ではこの一連のパスセージを慎重に吟味し、それを支えるプラトンの政治哲学のより広い文脈に目を向けることにしよう。

IV 「夜の会議」の知的・倫理的権威

本稿の冒頭にあげた問題のパスセージ (969b2-3) は、モロウの読みによれば一種の「熱弁の結論」(peroration)であって、語り手の考えを必ずしも正確に伝えてはいない²⁷。ここで強調されているのは、国家の墮落を妨げる哲学的探究の重要性である。「夜の会議」は、そのメンバーの多くが自分たち自身の役職に関する法律規定によって縛られているだけでなく、会議そのものにも明白で一般的な政治的権力は何一つ与えられていないというのである。一方、クロスコによれば、このパスセージには、会議が国家の中心となる政治的権力であるべきことが明らかに含意されている²⁸。しかもこれは、会議の国制上の地位についてなされる唯一の最も明確な指摘なのだから、真剣に受けとめられるべきだということである。

さて、クロスコが自説を裏づける論拠とした個所 (968c3-7、節番号筆者) を見てみよう。

(i) Οὐκέτι νόμους, ὧ Μέργιλλε καὶ Κλεινία, περὶ τῶν τοιούτων δυνατὸν ἔστιν νομοθετεῖν, πρὶν ἂν κοσμηθῆ – (ii) τότε δὲ κυρίους ὧν αὐτοὺς δεῖ γίνεσθαι νομοθετεῖν – (iii) ἀλλὰ ἤδη τὸ τὰ τοιαῦτα κατασκευάζον διδαχὴ μετὰ συνουσίας πολλῆς γίγνοιτ' ἂν, εἰ γίγνοιτο ὀρθῶς.

問題は、(i)のτῶν τοιούτωνが何を指し、(ii)が全体との関連において何を言わんとしているかである。(i)のκοσμηθῆの主語が「夜の会議」であり、(ii)のαὐτοὺςがそのメンバーを指すことに異論はないだろう。解釈の分岐点は、αὐτοὺςと同格に置かれている κυρίους ὧνが何を意味し、(ii)におけるνομοθετεῖνの意味上の主語が誰なのかである。

クロスコは、τῶν τοιούτωνが、設立後に会議が持つであろう「政治的権力」を意味するものとみなし、(ii)では、会議が設立されたとき、そのメンバーがもつべき権力を彼ら自身が規定しなければならないという、会議の「国制上の地位」が語られていると考える²⁹。一方、モロウは、κυρίους ὧν αὐτοὺς δεῖ γίνεσθαιを“masters of what they must become masters”と訳してνομοθετεῖνの主語と見なすH・チャーニスの読みに従って、問題のパスセージが「夜の会議」に必要とされる「より厳密な教育」に関する大

²⁷ Morrow (1960), 512.

²⁸ Klosko (1988), 79.

²⁹ Klosko (1988), 80-1. Cf. Ritter (1896); Bury (1926); Pangle (1980). また、Apelt (1916); England (1921); Taylor (1926); Müller (1951) も同様と見られるが、不定法の主語については非人称的に理解している。

きな文脈のなかにあると考える³⁰。アテナイからの客人が直前に述べたことは、会議によって研究されるべき事柄についてだった(967d-968a)。客人は、「その方面の事柄にはかなりの経験をつんでいるし、多年にわたって研究もしてきた」と述べて、さらなる協力を申し出ている(968b5-9)。彼が誇りうる経験とは、もちろん哲学と教育に関わるものであって、問題個所において話題となる事柄もまさにこの「より厳密な教育」にかかわる事柄だということである。

さて、(i)のτῶν τοιούτωνの意味を探るに当たってまずこれに関係づけなければならないのは、前節で見たようにこの直前の個所で提案されていた法案 — 「夜の会議」がすでに述べられてきたかぎりの教育に与るものとなったとき、法にもとづいて、[国制と法律を]保全するための守護となるものとする、という趣旨の法案(968ab) — である。「国制と法律の保全策」(960e9sq.)を見出すことは『法律』全篇の最終課題だったのであるから、この法案が具体化されないかぎり、マグネシアの法律制定の仕事は完成しないはずだ。ところが、ここでアテナイからの客人は、(i)「もはや法律というかたちでは、そうした事柄について規定することは不可能」だと述べる。「夜の会議」の組織が整えられることがその条件だということである。そして(ii)では、会議の組織が実際に完成されたあかつき(τότε)に可能となること — これが論争の的である — を補足する。ところが(iii)では、会議の組織がまだ完成されていないうちからすでに、「そうした事柄を準備する営み(τὸ τὰ τοιαῦτα κατασκευάζον)」が「長期にわたる交わりをもってする教え」というかたちでは行われていることになるだろうと述べるのである³¹。はたして「そうした事柄」とは何を意味するのだろうか。

ここでわれわれは、「法律(νόμους)」という対格がνομοθετεῖνの内的客語として取り出され、わざわざ文頭におかれて強調されていること、また、それと対比されるようなかたちで「教え(διδασχῆ)」という表現がとられていることに注意しておこう。第VII巻(788a1-5)において、アテナイからの客人が養育と教育に関する諸規則を導入するにあたってまず確認していたことは、養教育に関する事柄は法律(νόμοις)によって命じられるよりも、教えたり諭したり(διδασχῆ τινι καὶ νοουθητήσει)して説かれる方が適切だということだった。むしろそこで問題になっていたのは、私的な家庭生活において習慣づけによって育まれる人間形成の基礎である。生活の細部にわたる事柄に対して、法律という書かれた掟を通じてその時々政治権力が介入していくことの愚かしさを、客人は鋭く指摘したのだった。しかし、こうした「法律」と「教え」の対比は、ここで問題となっている「より厳密な教育」にも本質的な意味において同様に当てはまるのではないだろうか³²。もしそうした理解が許されるなら、そこには、

³⁰ Cherniss (1953), 373-4; Morrow (1960), esp. 513 n. 22. Cf. Saunders (1970); Tarán (1975).

³¹ Stallbaum (1859)はδιδασχῆをτὸ τὰ τοιαῦτα κατασκευάζονと同格に読む句読法を提案している。

³² この点については山本巍氏との私信によって考察を深めることができた。謝してここに

「夜の会議」の組織が整えられないかぎり、(i)もはや「法律」というかたちではそうした事柄について規定することは不可能だが、(iii)そうした事柄を準備する営みは、すでに「教え」というかたちで行われている、という対比が浮かび上がってくる。すでに見たように、「より厳密な教育」の具体的な内容は、たしかに、その概略を示されてはいたが、法律として規定されてはいなかった。そして、「より厳密な教育」の方法が長い時間をかけた対話問答という「交わり」にあることは言うまでもない。その「教え」のあり方に対して、「夜の会議」の組織が整えられないうちから、国家権力が法的強制をもって介入することは、「夜の会議」の設立目的そのものを蔑ろにすることになるだろう。

このような展望に立って、問題の個所に帰ろう。(iii)のτὰ τοιαῦταは、さしあたり(i)のτῶν τοιούτωνと — さらにはおそらく 968b8 のτὰ τοιαῦτ'とも — 同じ内容を指すと見てよいだろう。そしてこの「教え」によって準備される事柄が、「夜の会議」の設立目的を実現する具体的な仕事であることは明らかである。したがって、「そうした事柄」は、先の法案を制定するという目標のために前提条件となる事柄、すなわち、国制と法律の保全策である「夜の会議」がいかなるメンバーによって構成され、彼らがいかなる研究・教育課題に精通した者とならねばならないかを意味するとみることができよう。このかぎりにおいて、チャーニス、モロウの解釈は正しい³³。

次に、(ii)におけるνομοθετεῖνの意味上の主語については、チャーニスの読み以外に、「われわれ」を主語として補う人たち³⁴、非人称的に理解する人たち³⁵、そしてクロスコのように「夜の会議」のメンバー自身を主語とみなす人たちがいて、文法的にはいずれの解釈も不可能とは言えないだろう。ただし、αὐτούςという強意代名詞をνομοθετεῖνの主語とみなすことは語順から見て無理がある。また構文としては、(ii)のνομοθετεῖνが(i)のδυνατόν ἐστὶν νομοθετεῖνと平行な構造にあると考えて、(ii)にδυνατόν ἐστὶνを補うことは許されるだろう。だが、チャーニスの読みについてはどうだろう。たしかにそれは論理的・文法的整合性において画期的な読みだったと言えるかもしれないが、じつはクロスコの解釈にも有利にはたらくことになる。なぜなら、その読みは、「夜の会議」そのものに立法機能が賦与されることを強く示唆するからである。しかしながら、そのような解釈は、『法律』における「法の支配」の原則に明らかに抵触する。マグネシアにおいて将来的に法律を改定し、法律によって何かを命じることができるのは、あくまでも立法者でもある護法官であろう。この原則を適用するかぎり、νομοθετεῖνは非人称的に理解し、κυρίους ὧν αὐτούς δεῖ γίνεσθαιをその

記す。

³³ Cf. Müller (1968); 式部 (1975); Schöpsdau (1977).

³⁴ Ast (1824); Stallbaum (1860); Jowett (1892); Diès (1956); 加来 (1993); Brisson et Pradeau (2006).

³⁵ 前註 29 にあげた人たち以外にも、Müller (1968); Schöpsdau (1977); Lewis (1998).

目的語にとるのが自然な読みではないか³⁶。ただし、こう読んだとしても、「より厳密な教育」の具体的な内容が法律のかたちで規定されるということは、あくまでも可能性の問題にとどまっていることを忘れてはならない。直後の個所において、そうした具体的な法律条文が規定されていないのは、むしろ当然である。「夜の会議」の組織がまだ整えられていない以上、ここで語られているのは、まさに「そのような事柄を準備する」ための研究・教育の指針だからである。

第一になされるべきことは、国制と法律の守護たるにふさわしい人たちのリストの作成である(968c9-d3)。「夜の会議」の年長のメンバーが自らの名誉をかけてなさねばならない最も重要な仕事は、じつは自分自身が伴うべき若い人びとの推挙である。会議のメンバーの半数を構成する若い人びとは、40歳になれば「夜の会議」をいったん離れて昼の世界で実務経験をつむことになるのであるが、彼らは将来かなりの確率で、すべての市民たちによる厳しい選抜を経て、護法官や監査官などの国家全体の指導的な役職につき、「夜の会議」のメンバーに復帰してくるであろう。したがって、「夜の会議」は、国家全体の守護にふさわしい若者を発見して育成し、市民たちに対してその成果を示すという教育上の役割を担っているのである。

その次になされるべきことは、彼ら自身の研究テーマや教育課題を決定し、そのそれぞれの研究・教育に相応しい時期を定めることである(968d3-5)。ところが、アテナイからの客人は、これらの事柄を条文のかたちで語ることは無駄なことだと主張する。なぜなら、そういった事柄については、学ぶ人それぞれの心のうちに、その学問についての知識が生まれてこないうちは、その人自身にもはっきりわからないだろうからである(d5-e2)。すなわち、「より厳密な教育」に関する具体的な事柄を、すべて「語られえぬこと」(ἀπόρητα)とするのは正しい言い方ではないが、「あらかじめ語られえぬこと」(ἀπρόρητα)と言うのは適切だというのである(e2-5)。

この「あらかじめ語られえぬこと」という概念は、一見難解である³⁷。しかし、「夜の会議」が適正に組織されないかぎり、「より厳密な教育」の具体的な内実が決定できないことは明白であろう。「夜の会議」は、時々刻々と変化する現実へと適切に対処しながら現行法を可能なかぎり改善していく「立法者でもある護法官」のために、法的判断の正当化の根拠を哲学的に考察する場を提供する。「夜の会議」の視野は、内に向かっては、つねに新たに生まれてくる若い世代に開かれていると同時に、外に向かっては、未知の善悪さまざまな異国の法律習慣にも開かれている。そればかりか、その視野は、国制と法律の最終的根拠である神学的な知そのものに疑念を投げかける異質な他者の言説にも開かれている。したがって、会議の場で展開される哲学的対話は、多様に変化する現実に対処しながら下されるべき法的判断の正当化根拠を

³⁶ 式部(1975); Schöpsdau(1977)も同様。

³⁷ 因みに、T・スレザークは、プラトンの著述批判を背景として、この言葉に哲学的伝達の限界性を読み取ろうとしている。Cf. Szlezák(1993), 87 [邦訳101ページ]。

可能なかぎり普遍化するという、すぐれてディアレクティケー的な思考運動として、つねに生成途上にあると言わなければならない。だからこそ、「より厳密な教育」に関する具体的な事柄は「あらかじめ語られえぬこと」なのであり、その事柄について法律のかたちで規定することはもはやできない。そして「夜の会議」の組織が整えられたあかつきは、他ならぬその会議のメンバーたち自身がそうした事柄について権威者とならねばならないのであり、法律によって担保されなくてはならないのは、まさにこうした「夜の会議」がもつべき知的・倫理的な権威なのである。その時々々の政治権力が法的強制力をもって「より厳密な教育」の具体的な内容に介入することは、その国制全体の運命を危険にさらす愚行である。むしろ法律は、超越的な知性の権威を直接的な政治権力から切り離すと同時に、これに国制と法律の守護としての地位を賦与するのでなくてはならない。

かくて、問題個所の試訳は次のようになる。

「(i) もはや法律というかたちでは、メギロスにクレイニ阿斯、そうした事柄について規定することは不可能なのだ、その会議の組織が整えられないかぎりにはね — (ii) そのときになってはじめて、何であれ彼ら自身がその権威者とならねばならない事柄を規定することが可能になる — (iii) けれども、そうした事柄を準備する営みは、もしもそれが正しく行われていれば、長期にわたる交わりをもってする教えというかたちで、すでに行われていることになるだろう。」(968c3-7)

「夜の会議」の組織が整ってはじめて、その本質的な役割に関連する事柄、すなわち、そのつど生成途上にある「より厳密な教育」の具体的な内容は明らかになる。しかし、その事柄について法律というかたちで規定することは、可能ではあっても、むしろ避けられるべきであろう。(ii)の部分が強意代名詞を用いて強調していることは、「そのような事柄」の権威者とならねばならないのはほかならぬ「夜の会議」のメンバーたち自身だということである。そしてそのとき、立法者でもある護法官に求められることは、「夜の会議」の知的・倫理的権威に対して法的根拠を与えることであるだろう。したがって、「この神秘的な会議の手に国家を委ねなければならない」というのは、それが何らかの実体的な政治的権力を授けられることを意味しない³⁸。それは、「夜の会議」が「法の支配」の理念のもとにそれを根底から支える知的・倫理的権威を有す

³⁸ 瀬口(2007)は、この言明を文字どおりにとって、「夜の会議」に『国家』における哲人統治者の機能が賦与されると解釈している。「夜の会議」が、「法律による支配を通して、『国家』の哲人統治者でめざされた知性による最善の統治を生み出すための仕組み／機構である」(48)という理解の方向性には同意できるが、『法律』に示された「第二の国制」における「法の支配」と「夜の会議」の関係について厳密なテキスト上の根拠は示されていない。

べき存在であることを意味している。このようにして、ようやく968abで提示された法案が現実化されるに至るのである。

この規定にもとづいて、とりわけ会議に参加する若い人たちは、「感覚」としての働きをするとともに「より厳密な教育」に与ることによって、将来の護法官や監査官として相応しい人間へと形成されていく。そこでの共同研究・教育の内容は、けっして「語られえぬこと」ではないのであって、原理的にすべての市民たちに関わなければならない。なぜなら、「法の支配」を対立競合する正義構想にも通底する普遍主義的正義理念に依拠させるためには、対立が最も先鋭化している問題に関する法的判断をいかなる普遍的根拠にもとづいて正当化するのが、そのつど明らかにされていなければならないからである。そして事実このような対話的行為の帰結は、法律とその前文を通じて公に示されたり、ディオニュソスのコロスを通じて主題化されたりして、多くの市民たちの対話活動のなかへと浸透していくであろう。「夜の会議」による探究と教育は、市民レベルでの哲学的探究を究極において根拠づけている。そのようにして「夜の会議」は、それ自体が「法の支配」に服すとともに、それをより強固に根拠づける役割を担っている。「夜の会議」は、あくまでも「保全という徳にかけて」（πρὸς ἀρετὴν σωτηρίας）比類のない、国制と法律の守護者たちとして完成されることを求められるのである（969c2-3）。アテナイからの客人は、そのような探究と教育が生起する場を国制内に創造することが、哲人王不在の「第二の国制」の保全のために決定的に重要であると確信している。

後記

本稿は2011年9月10日・11日に専修大学において開催された『ギリシャ哲学セミナー』第15回「共同研究セミナー」での発表原稿を基にしている。当日の発表にさいしては、司会を務めていただいた中畑正志氏をはじめ、以下の方々（質問順・敬称略）から貴重な質問やコメントをいただいた。ここであらためて感謝を申し上げる。内容は多岐にわたり、しかもその多くがプラトンの政治哲学の根幹に関わる重要な論点であったので、そのすべてに対して十分には応ええなかったが、いくつかの論点は今回の修正に反映させたつもりである。残された問題は、これからの研究課題としたい。

田中享英： 「夜の会議」[=NC]の哲学的探究はどのように政治実践に反映されるのか。

荻原 理： 法の改定は神々の本質に関わるような原理的なところにまで及びうるのか。NCと無神論者との対話は実質的には死刑を脅しとした思想統制ではないか。

山本 巍： 公共世界の政治活動からも私的な思考活動からも解放されたNCのあり方はクロス批判の傍証となるのではないか。『法律』の国制が神学を原理的出発点としていることの意義は何か。

藤澤郁夫： 神学が政治に介入する現代のイスラム国家と重ね合わせてみたとき、プラトンの議論は危険な面をもちほしないか。

和泉ちえ： 「より厳密な教育」の具体的内容は天文学や数学的諸学科としてすでに規定されており、968cの τῶν τοιοῦτων の意味はもっと限定されるのではないか。

高橋久一郎： NCが「非公式」の存在とされることの意味は何か。哲学とは本来私的な営みではないか。

山本建郎： NCは実質的には立法機関ではないか。

金澤 修： 無神論者が「若者」とされることには何か意味があるのか。

神埼 繁： 『国家』との相関性を念頭に置いた場合、『法律』の国制は現実のアテナイ政治の動向によって何らかの影響を受けているのか。

奥田和夫： 『国家』の哲人統治者を想起させる「守護者」という表現が用いられていることにはいかなる意味があるのか。

三嶋輝夫： 『国家』と『法律』の間にある『政治家』の国制論をどう位置づけるか。

納富信留： NCの存在は『国家』における「エルのミュートス」のような役割を『法律』の国家論に対して負っているのではないか。

榊原健太郎： NCは政治的権力から独立した「権威」としての意味をもつのではないか。

三上 章： ポリスの時代が終わろうとしているときに、市民のコロスによる教育の立て直しが可能だったか。

今井知正： マグネシアの法の根拠とは何か。

中畑正志： NCの役割について968cの読みに十分納得できたわけではない。

なお、文献表に挙げた拙論を参照していただければ、質問いただいた論点を含めて、『法律』という対話篇がもつ哲学的な奥行きや現代的な意義について私が主張したかったことをいくらか理解していただけるのではないかと思う。とりわけセミナーに参加された若い人たちがこの対話篇の尽きせぬ哲学的喚起力に啓発されることを祈る。

文献表

A. 『法律』のテキスト校訂本

Ast (1823-4), F.: *Platonis quae exstant opera*, Tom. 6-7, Lipsiae: Libr. Weidmannia.

Burnet (1907), I.: *Platonis opera*, Tom. V: *Minos, Leges etc.*, Oxford (Oxford Classical Text).

Bury (1926), R.G.: *Plato in twelve volumes*. X. XI: *Laws I-VI. VII-X*, with an English translation by R.G. Bury, London (Loeb Classical Library).

Diès (1956), A. : *Platon Œuvres Complètes*. Tome XII 1: *Les Lois* livres VII-X. Tome XII 2: *Les Lois* livres XI-XII, texte établi et traduit par A. Diès, Paris (Collection Budé).

England (1921), E. B. : *The Laws of Plato*. The text edited with introduction, notes, etc. by E. B. England. Vol. I (Books I-VI). II (Books VII-XII), Manchester.

des Places (1951), E. : *Platon Œuvres Complètes*. Tome XI 1: *Les Lois* livres I-II. Tome XI 2: *Les Lois* livres III-VI, texte établi et traduit par E. des Places, Paris (Collection Budé).

Schöpsdau (1977), K. : *Platon Werke in acht Bänden griechisch und deutsch*, hrsg. von G. Eigler. Bd. VIII 1-2: *Gesetze* I-VI/VII-XII. *Minos*, griechischer Text von E. Des Places und A. Diès, deutsche Übersetzung von K. Schöpsdau, Darmstadt.

Stallbaum (1859-1860), G. : *Platonis opera omnia*, Vol. X sect. I-III: *Platonis Leges et Epinomis*, Gothae et Erfordiae.

B. 『法律』の翻訳・註解および研究書

Apelt, (1916), O. : *Platons Gesetze*, 2 Bde., Leipzig.

Bruns (1880), I. : *Plato's Gesetze vor und nach ihrer Herausgabe durch Philippos von Opus. Eine kritische Studie*, Weimar.

Castel-Bouchouchi (1997), A. : *Platon, Les Lois (extraits)*. Introduction, traduction nouvelle et notes par Anissa Castel-Bouchouchi, Gallimard.

Lisi (2001), F. L. (ed.) : *Plato's Laws and its historical Significance*, Sankt Augustin.

Morrow (1960), G. R. : *Plato's Cretan City: A Historical Interpretation of the Laws*, Princeton.

Müller (1951), G. : *Studien zu den Platonischen Nomoi*, München.

Müller (1968), G. : *Studien zu den Platonischen Nomoi*, 2. durchges. Aufl. mit einem Nachwort, München.

Pangle (1980), Th. L. : *The Laws of Plato*, translated with notes and an interpretative essay by Th. L. Pangle, New York.

Ritter (1896), C. : *Platons Gesetze*. 2 Teile in einem Band: 1. Darstellung des Inhalts; 2. Kommentar zum griechischen Text von C. Ritter, Leipzig.

Saunders (1970), T. J. : *Plato, The Laws*, translated with an introduction by T. J. Saunders, Harmondsworth (Penguin).

Schöpsdau (2011), K. : *Platon Nomoi (Gesetze). Übersetzung und Kommentar. Buch VIII-XII (= Platon, Werke. Übersetzung und Kommentar. Im Auftrag der Akademie der Wissenschaften und der Literatur zu Mainz hrsg. von E. Heitsch, C.W. Müller und K. Sier, Band IX 2)*, Göttingen.

Stalley (1983), R. F. : *An Introduction to Plato's Laws*, Indianapolis.

Susemihl (1862-1863), F. : *Platon's Werke*. 4. Gruppe: Die Platonische Kosmik. 9.-15. Bändchen: *Die Gesetze*, übersetzt von F. Susemihl, Stuttgart.

Taylor (1934), A. E. : *The Laws of Plato*, translated into English by A. E. Taylor, London (Everyman's Library).

式部久 (1973-1975) : 『プラトン著作集』 2・3 (勁草書房) .

森進一・池田美恵・加来彰俊 (1993) : プラトン著『法律』上・下 (岩波文庫) .

C. 研究論文・その他の文献

Barker (1918), E. : *Greek Political Theory : Plato and His Predecessors*, London.

Brisson (2001), L. : "Le collège de veille (nukterinòs súllogos)," in: Lisi (2001), 161-177.

Brunt (1993), P. A. : *Studies in Greek History and Thought*, Oxford.

Cherniss (1953), H. : "Rez. von G. Müller, *Studien zu den platonischen Nomoi*," in: *Gnomon* 25, 367-379.

Friedländer (1964-1975), P. : *Platon*, 3 Bde., Berlin - New York.

Guthrie (1978), W. K. C. : *A History of Greek Philosophy* V, Cambridge.

Kahn (1961), C. : "Review of Morrow, *Plato's Cretan City*," in: *Journal of the History of Ideas*, 22, 421.

Klosko (1988), G. : "The Nocturnal Council in Plato's *Laws*," in: *Political Studies* 36, 74-88.

Klosko (2006), G. : *The Development of Plato's Political Theory*, 2nd ed., Oxford.

Klosko (2008), G. : "Knowledge and Law in Plato's *Laws*," in: *Political Studies* 56, 456-474.

- Larivée (2003), A.: “Du vin pour le Collège de veille? Mise en lumière d’un lien occulté entre le Choeur de Dionysos et le $\nu\nu\kappa\tau\epsilon\rho\iota\nu\acute{\omicron}\varsigma\sigma\acute{\upsilon}\lambda\lambda\omicron\gamma\omicron\varsigma$ dans les *Lois* de Platon,” in: *Phronesis* 48, 29-53.
- Lewis (1998), V.B.: “The Nocturnal Council and Platonic Political Philosophy,” in: *History of Political Thought* 19, 1-20.
- Marquez (2011), X.: “Knowledge and Law in Plato’s *Statesman* and *Laws*: A Response to Klosko,” *Political Studies*, 59, 188-203.
- Sabine (1950), G.H.: *A History of Political Theory*, New York.
- Szlezák (1993), T.A.: *Platon lesen*, Stuttgart-Bad Cannstatt. [トーマス・A・スレザーク著, 内山勝利・丸橋 裕・角谷 博訳『プラトンを読むために』(2002, 岩波書店)]
- Tarán (1975), L.: *Academica: Plato, Philip of Opus, and the Pseudo-Platonic Epinomis*, Philadelphia.
- Zeller (1888), E.: *Plato and the Academy*, London.
- 井上達夫 (2003), 『法という企て』東京大学出版会.
- 瀬口昌久 (2007), 「プラトンの法と倫理」『文明社会における異文化の法』比較法史学会編, 比較法制研究所, 2007, 27-52.
- 丸橋 裕 (1996), 「魂の治癒教育 — プラトン『法律』における無智とアクラシアーの問題 —」『古代哲学研究』XXVIII, 31-46.
- 丸橋 裕 (1997), 「ディオニュソスのコロスの誕生—プラトン『法律』における教育の守護者たち —」神戸学院大学人文学会『人間文化』8, 15-25.
- 丸橋 裕 (1999), 「プラトン『法律』における説得の技法」京都大学『古代哲学研究室紀要』(HYPOTHESIS) IX, 1-25.
- 丸橋 裕 (2005), 「最も美しきドラーマ — プラトン『法律』における「第二の国制」 —」内山勝利/中畑正志編『イリソスのほitori [藤澤令夫先生献呈論文集]』世界思想社.